

## 目 次

### 包括外部監査の概要

1	監査の種類 .....	1 - 3
2	外部監査の対象とした特定の事件（テーマ）.....	1 - 3
3	監査対象期間 .....	1 - 3
4	テーマ選定の理由 .....	1 - 3
5	監査の要点 .....	1 - 4
6	主な監査手続 .....	1 - 4
7	外部監査の実施期間 .....	1 - 5
8	包括外部監査人及び補助者 .....	1 - 5
9	外部監査人と選定した特定の事件との利害関係 .....	1 - 5
10	その他 .....	1 - 5

### 監査対象の概要

1	群馬県における公社・事業団等改革への取り組み.....	1 - 6
2	群馬県における出資団体の概要 .....	1 - 7
3	監査対象団体の選定 .....	1 - 9

### 各団体に共通する監査結果 指摘事項

#### **(契約事務について)**

1	入札手続について .....	1 - 10
---	----------------	--------

#### **(物品管理について)**

2	備品等に係る管理手続について .....	1 - 11
3	収入印紙、切手等の管理及び会計処理について.....	1 - 12

#### **(事業実施のための事務について)**

4	各種資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について .....	1 - 13
---	----------------------------------	--------

#### **(会計事務について)**

5	計算書類作成方法の改善の必要性について .....	1 - 14
---	---------------------------	--------

#### **(管理運営状況について)**

6	勤怠管理について .....	1 - 15
---	----------------	--------

## 各団体に共通する意見

### (契約事務について)

- 1 随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について ..... 1 - 16
- 2 指名競争入札における指名業者の選定理由について ..... 1 - 17
- 3 積算価格の精度見直しの必要性 ..... 1 - 17

### (物品管理について)

- 4 現金管理について ..... 1 - 18

### (会計事務について)

- 5 賞与引当金計上の必要性について ..... 1 - 19
- 6 人件費の計算書類上の表示について ..... 1 - 20
- 7 計算書類の注記事項について ..... 1 - 21
- 8 財務状況の公開について ..... 1 - 22

### (県と出資団体との関係について)

- 9 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について ..... 1 - 23
- 10 委託料の精算方式について ..... 1 - 26

### (管理運営状況について)

- 11 理事会の強化について ..... 1 - 28
- 12 経営会議等の活用について ..... 1 - 30
- 13 指定管理者制度への対応について ..... 1 - 31
- 14 中長期経営計画について ..... 1 - 32
- 15 人事運用の自立化について ..... 1 - 32
- 16 人件費抑制施策について ..... 1 - 33
- 17 行政コスト計算書の作成と活用について ..... 1 - 35

## 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に規定する群馬県との包括外部監査契約に基づく包括外部監査。

### 2 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

群馬県が基本金等の 4 分の 1 以上を出資する団体（以下「出資団体」という。）の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理。

### 3 監査対象期間

主として平成 15 年度（自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日）、ただし、必要に応じて過年度分及び平成 16 年度分についても監査対象とした。

### 4 テーマ選定の理由

景気低迷により県税収入の伸びが停滞する中で、経済対策など増大する行政需要に積極的に対応してきた結果、県債の残高が急増し、財政が深刻な状況に陥りつつある群馬県において、限られた予算をより効率的に使うことが重要な課題となっており、各種支出についての検討が急務と思われる。

本県の関係する出資団体については、県から出資金、補助金、委託費等の形で多額の資金交付を受けているとともに、職員の派遣などを通じても密接な関係を有しており、実質的に県政の代替・補完機能を担い、県民に深いかかわりをもつ重要な事業を遂行している団体も少なくない。このような団体が適正かつ効率的な管理運営を行っているかどうかは県民の関心の高いところである。

また、今日特殊法人の改革の必要性が議論される中、県でも「群馬県行政システム改革大綱」「同推進基本計画」「公社・事業団の指導に関する総合調整指針」「公社・事業団見直し基本方針」等に基づき見直しを行っており、各団体の必要性については今後も検討されることになるとと思われるが、本監査がそれらの計画遂行の一助になることもまた有意義と思考する。

そこで、出資団体の財務状態を把握するとともに、事務執行の合规性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断した。

## 5 監査の要点

- (1) 入札及び随意契約事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。
- (2) 物品の管理は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に行われているか。
- (3) 各種事業実施のための事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。
- (4) 会計事務は関係法令及び会計諸規程等に準拠し適正に処理され、事業の実態が正しく開示されているか。
- (5) 県と各出資団体との補助金、委託料及びその他に関する契約事務は適正に行われているか。
- (6) 各出資団体の管理運営状況はどうか。
- (7) 各出資団体の事業内容には公益性があるか、現在の社会経済環境に合致したものであるか、また、今後のあり方はどうか。

## 6 主な監査手続

各出資団体について、設立経緯、設置目的、事業の概要、事業実績、施設の概要、組織、県との関係及び近年の財務の状況等を把握・分析し、意見形成の基礎となる情報を整理した上で以下の監査手続を実施した。

- (1) 入札等の契約事務については、入札及び随意契約による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。
- (2) 物品の管理状況については、現場視察、現品実査及び台帳等との照合等を行った。また、各出資団体には、県から無償貸与されている資産と出資団体が所有している資産があるが、それらの資産が適切に区別され、各々が適正に管理されているかを調査した。
- (3) 各種事業実施のための事務については、担当者への質問並びに関係法令、諸規程等及び関係書類との照合により検討した。
- (4) 会計事務執行手続については、担当者への質問並びに関係法令、会計規程等及び関係書類との照合を実施した。また、事業の実態開示については、事業報告書、決算報告書等を吟味し、関係法令、会計規程等に準拠して正しく作成、開示されているか検討した。
- (5) 県と各出資団体との契約事務については、各出資団体における県からの収入内容を把握し、その内容及び手続が適正かつ効率的に行われているかを契約書及び関係資料により検証した。さらに、補助金及び受託金といった資金の収入を伴うものだけではなく、県職員の派遣や施設の提供等の契約についても検討した。
- (6) 各出資団体の管理運営については、経営組織体制、人事制度等について検討した。また、行政コスト計算書を作成し、県と各出資団体のトータルとしての行政コストを分析し、各出資団体の事業の効率性を検討した。

- (7) 各出資団体の設立目的に沿った事業運営が行われているか、公益性があるか、現在の社会経済環境に合致したものであるかを担当者への質問、資料の閲覧により検討した。そのうえで今後のあり方について検討した。さらには施設の管理運営が主な事業の一つである団体においては、施設の稼働率のデータを入手し、稼働率が低迷しているものはないかを検討した。低迷しているものがあればその原因の分析をし、また付随事業の有効性も検討した。

## 7 外部監査の実施期間

平成 16 年 6 月 14 日から平成 17 年 2 月 25 日まで

## 8 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 林 章

- (2) 補助者

公認会計士 横 山 太喜夫

公認会計士 永 井 乙 彦

公認会計士 小 林 秀 一

公認会計士 田 中 誠

公認会計士 松 井 理

公認会計士 鈴 木 祥 浩

## 9 外部監査人と選定した特定の事件との利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係がないことを確認した。

## 10 その他

- (1) この報告書は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各出資団体に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 端数処理については、千円未満を切捨てたうえで集計しているため、報告書の中にある表の合計は、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

## 監査対象の概要

### 1 群馬県における公社・事業団等改革への取り組み

公社・事業団等の外郭団体については、県行政と密接な関係を持ち、行政を補完する役割を果たしている。しかしながら、団体の設立から相当な期間が経過し、設立当初とは社会経済状況が大きく変化する中、当初の設立目的を達成した団体や、見直しを必要とする団体が生じてくることも想定されるところである。

このため、群馬県では、昭和 56 年度に実施した公社・事業団等の総点検以降、公社・事業団等改革を行政改革の重要な柱の一つとして位置付けて、絶えず公社・事業団等の統廃合や運営の合理化に努めてきたところである。また、最近では、平成 9 年 4 月に策定した「公社・事業団の指導に関する総合調整指針」に続き、平成 14 年 3 月に「第三次・群馬県行政システム改革大綱」を策定して、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間を「公社・事業団の集中見直し期間」と定め、公社・事業団等改革を厳しく推進してきたところである。

これらの取り組みの結果、県が基本財産等の 4 分の 1 以上を出資している団体数は、平成 9 年 4 月に 52 団体であったものが、団体の廃止や複数の団体の統合等により、平成 16 年 4 月までの 7 年間に 41 団体となっている。

平成 16 年度は、集中見直し期間の最終年度にあたることから、対象となる全 41 団体について、総務局と団体所管局が共同で現場の実態を調査し、更なる見直し方針の策定作業を進めている。また、各公社・事業団等に対しては、内部検討組織の設置を促し、団体自らの判断に基づく主体的な改革の取り組みを推進している。

2 群馬県における出資団体の概要

(単位：百万円・%・人)

所 管 課	名 称	県出資		15年度 決算額	常 勤 職員数	主 な 事 業 内 容	外部 監査
		額	比率				
<b>総 務 局</b>							
学事文書課	(財)群馬県私学振興会	100	43.9	342	2	教育施設整備の資金貸付	
国際課	(財)群馬県国際交流協会	411	78.9	111	7	国際交流事業の推進	H16
消防防災課	(財)群馬県消防協会	300	38.3	33	1	消防機関の改善、発達助成、啓蒙普及	
人権男女共同参画課	(財)群馬県女性会館	102	49.3	64	2	女性会館の管理運営	
<b>保健・福祉・食品局</b>							
保健福祉課	(社福)群馬県社会福祉事業団	10	100.0	2,831	207	県立福祉施設の受託経営	H15
保健福祉課	(財)群馬県保健文化賞基金	9	47.4	0	0	群馬県保健文化賞の授与	
医務課	(財)群馬県救急医療情報センター	3	100.0	99	1	救急医療情報システムの整備運営	
高齢政策課	(財)群馬県長寿社会づくり財団	100	66.7	385	12	高齢者のための文化・スポーツ事業・職業紹介	H15
保健予防課	(財)ぐんま臓器移植推進財団	51	34.0	10	1	腎臓移植に関する知識等の普及啓発	
青少年子ども課	(財)群馬県児童健全育成事業団	30	66.7	207	16	ぐんまこどもの国児童会館の管理運営等	
食品監視課	(財)群馬県生活衛生営業指導センター	2	46.0	34	3	環境衛生関係者の指導	
<b>環 境・森 林 局</b>							
自然環境課	(財)尾瀬保護財団	530	34.9	170	8	自然解説、指導員養成、施設維持管理	
林業振興課	(財)群馬県森林・緑整備基金	580	41.7	71	2	森林の整備及び緑化の推進	H16
林政課	(社)群馬県林業公社	10	61.0	1,037	25	分収林事業	H12
<b>農 業 局</b>							
担い手支援課	(財)群馬県農業公社	610	65.8	1,103	15	農用地等開発受託、担い手育成事業	H16
蚕糸園芸課	(財)群馬県蚕糸振興協会	662	53.9	143	8	絹の里管理運営、蚕糸関係補助金の交付	
蚕糸園芸課	(財)群馬県漁業増殖基金協会	250	98.7	6	2	水産増殖事業(鮎・山女・鯉等の放流)	
蚕糸園芸課	(財)群馬県フラワー協会	200	66.7	568	24	フラワーパークの管理運営	H16
蚕糸園芸課	(社)群馬県青果物生産出荷安定基金協会	15	47.5	954	2	野菜価格低落時の補填金交付	
畜産課	(社)群馬県酪農指導検査協会	70	36.9	265	8	牛乳検査、酪農経営技術向上	
畜産課	(社)群馬県畜産協会	431	31.9	3,207	14	畜産経営技術指導、家畜伝染病予防、衛生指導、畜産物価格下落時の補填金交付	H16

総 論

畜産課	(財)群馬県馬事公苑	200	100.0	104	7	馬事公苑の管理運営、馬事普及	H16
<b>産 業 経 済 局</b>							
商政課	(財)群馬県産業支援機構	320	100.0	3,444	25	中小企業設備貸付、ベンチャー支援事業	H13
工業振興課	(財)桐生地域地場産業振興センター	10	40.4	820	9	センターの管理運営、地場産業の開発・研究	
観光物産課	(財)群馬県観光開発公社	860	100.0	2,297	124	観光振興、ゴルフ場経営	H12
観光物産課	武尊山観光開発(株)	119	31.3	921	22	観光レクリエーション施設の管理運営(スキー場等)	H12
労働政策課	(財)群馬県勤労福祉センター	176	67.5	52	5	勤労福祉センターの管理運営	
労働政策課	(財)前橋勤労者総合福祉振興協会	35	35.0	635	24	前橋テルサの管理運営	
<b>県 土 整 備 局</b>							
監理課	(財)群馬県建設技術センター	10	100.0	487	29	設計積算業務の受託、工所用材料試験	H16
用地課	群馬県土地開発公社	20	100.0	5,605	16	県等の委託による用地の取得・処分	H12
都市施設課	(財)群馬県公園緑地協会	30	100.0	674	17	公園等の緑化の推進および管理運営	H13
下水環境課	(財)群馬県下水道公社	30	50.0	3,196	35	流域下水道施設の管理運営	H12、H14
建築住宅課	群馬県住宅供給公社	30	75.4	2,942	24	住宅分譲、賃貸住宅管理、県営住宅管理	H12
<b>企 業 局</b>							
(企)総務課	(財)群馬県企業公社	200	100.0	193	7	公社ビル・群馬ヘリポートの管理運営、発電所等保守管理	H12
<b>教育委員会事務局</b>							
管理課	(財)群馬県育英会	0	40.0	53	1	上毛学舎の管理運営	
生涯学習課	(財)群馬県青少年会館	104	50.0	461	31	青少年会館、少年自然の家等の管理運営	
文化課	(財)群馬県教育文化事業団	259	99.8	1,080	56	県民会館・生涯学習センター管理、県民芸術祭	H16
文化課	(財)かぶら文化ホール	60	60.0	306	7	かぶら文化ホールの管理運営	
スポーツ健康課	(財)群馬県スポーツ振興事業団	502	69.0	770	39	県民スポーツ祭の実施、総合スポーツセンター管理運営	H13
<b>警 察 本 部</b>							
生活安全企画課	(財)群馬県防犯協会	84	94.4	41	3	防犯思想の普及、少年非行の防止	
組織犯罪対策第二課	(財)群馬県暴力追放県民会議	512	82.1	43	2	暴力追放の広報啓発、法律相談所の設置	

補足事項...常勤職員数は平成16年6月30日現在である。



### 3 監査対象団体の選定

具体的な監査対象団体は、 予算規模、 職員数、 県民の関心が高い事業を行っているもの、 過年度において包括外部監査の対象になっていない団体という基準で下記の8団体を選定した（前記の表のうち網掛けの団体）。

#### 記

- (1) 財団法人群馬県国際交流協会 （総務局、国際課所管） 略称：国際
- (2) 財団法人群馬県森林・緑整備基金（環境・森林局、林業振興課所管）略称：森林
- (3) 財団法人群馬県農業公社 （農業局、担い手支援課所管）略称：農業
- (4) 財団法人群馬県フラワー協会 （農業局、蚕糸園芸課所管） 略称：フラワー
- (5) 社団法人群馬県畜産協会 （農業局、畜産課所管） 略称：畜産
- (6) 財団法人群馬県馬事公苑 （農業局、畜産課所管） 略称：馬事
- (7) 財団法人群馬県建設技術センター（県土整備局、監理課所管） 略称：建設
- (8) 財団法人群馬県教育文化事業団 （教育委員会、文化課所管） 略称：教育

以上

## 各団体に共通する監査結果 指摘事項

### (契約事務について)

#### 1 入札手続について

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。

##### (現状及び問題点)

契約事務に関して、各団体では会計規程で群馬県財務規則(平成 3 年群馬県規則第 18 号)を準用する旨を規定しているが、当該規則により本来指名競争入札により契約すべきものを随意契約としている例が認められた。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(以下、政令という)第 167 条の 2 に定められ、そのうち第 1 項第 1 号の予定価格の限度額については、県財務規則第 188 条に定められている。したがって、随意契約による場合は、政令第 167 条の 2 のどの項に該当するためかを明示する必要がある。

(参考) 群馬県財務規則第 188 条(随意契約によることができる場合の限度額)

「政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の普通地方公共団体の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250 万円
- (2) 財産の買入れ 160 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円」

##### (改善策)

公益法人である各団体は、コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入札契約の規定を厳密に解釈し、厳守する必要がある。

(参照 農業 4 - 15 頁、フラワー 5 - 12 頁、馬事 7 - 10 頁、建設 8 - 14 頁、教育 9 - 14 頁)

(物品管理について)

2 備品等に係る管理手続について

県有財産または各団体の財産である備品等の現物管理についての管理手続が明確でなく、また、実地棚卸及び備品管理台帳との照合が行われていない等、管理について改善する必要がある団体があった。

(現状及び問題点)

以下の事例が認められた団体があった。

(1) 試査による現物実査を行ったが、備品管理台帳と現品の確認が出来なかった。

(農業)

(2) 実地棚卸及び備品管理台帳との照合が行われておらず、備品が所在不明となってもその事実が検出できない管理体制である。(教育)

(3) 備品管理台帳と現品との照合は、時には循環的に実施しているとの説明があったが、実施した結果の記録、報告書が作成されていない。現物照合をどの範囲で実施し、その結果、どのような問題点があったか、それに基づき、どのような台帳修正を依頼したかなどの顛末が不明である。保管場所が特定されていない備品があり、循環的な実施では効果に疑問が残る。(フラワー)

(4) リース資産等の峻別管理ができていないものがあった。(農業)

(5) 備品等で廃棄済のもの及び現物はあるが現在使われていないものの管理につき改善の必要がある。(フラワー、建設、教育)

(改善策)

備品等の現物管理手続は群馬県財務規則第 231 条(現品の確認)及び第 232 条(報告)で規定されているように重要な業務であり、改善する必要がある。

具体的には備品管理台帳の見直し、定期的な台帳と現品との照合手続の実施、現品照合結果報告書の作成及び県に対する報告などが挙げられる。また、リース資産等の管理、物品廃棄に係る事務処理に関しても改善する必要がある。

(参照 農業 4 - 19 頁、フラワー 5 - 13 頁、建設 8 - 14 頁、教育 9 - 14、15 頁)

### 3 収入印紙、切手等の管理及び会計処理について

各団体は収入印紙、切手等の管理について受払管理簿を作成して管理をしているが、現物調査をしたところ受払管理簿と現物が不一致の団体があり、また平成 15 年度末の切手、はがきの保有残高が異常数値になっている団体があった。その管理方法につき改善すべきである。

また、年度末の未使用残高については、貸借対照表の貯蔵品として計上すべきである。

#### (現状及び問題点)

各団体で貯蔵品の収入印紙、切手等について管理状況の事情聴取及び現物調査をしたところ、以下の事例が認められた。

- (1) 収入印紙、切手の受入簿ともに起票者の押印がなく管理者の確認印もない。(農業)
- (2) 切手管理簿に月末の残枚数の記載がない。また使用明細として業務別の使用枚数記録があるが、そこでも残枚数の記録がない。購入に際しても、残枚数、使用見込み枚数等の情報が付されていない。受払簿と現物との照合は年度末のみ実施されているに過ぎず、日常の受払管理がないに等しい。(建設)
- (3) 毎月切手払出帳の払出額を月次集計し、切手管理簿に転記して切手の残高を算出している。平成 16 年 3 月度の切手払出帳を計算したところ、払出枚数が切手管理簿の払出枚数より 70 枚不足している。(教育)
- (4) 年度末に切手、収入印紙及びはがきの多額の未使用残高があるが、正味財産増減計算書・貸借対照表に反映させる会計処理が採用されていないので、切手、収入印紙及びはがきを購入した金額が経費支出とされている。年度末における未使用残高については団体の資産として認識すべきものであり、貸借対照表の資産計上洩れになっている。(フラワー・建設・教育)

#### (改善策)

収入印紙や切手は団体の財産であり、現金のような流通性はないものの換金性が高く、リスクが大きいため、管理担当者の現物照合手続きと上司による確認作業を徹底すべきである。

年度末における切手、はがきの保有残高が異常数値になっている団体については、保有量が膨大であり管理上も問題があるので、今後は十分に注意する必要がある。

また、年度末における未使用残高については正味財産増減計算書の期末貯蔵品棚卸高、前期末貯蔵品棚卸高に含め、貸借対照表の貯蔵品として資産計上すべきである。

(参照 農業 4 - 20 頁、フラワー 5 - 14 頁、建設 8 - 16 頁、教育 9 - 16 頁)

(事業実施のための事務について)

4 各種資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について

各種資金貸付事業において、貸付金の一時償還請求すべき事由が発生しているにもかかわらず、請求行為がなされていない事例が見受けられたので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

各種資金貸付事業において、貸付金の一時償還免除の規程によって一時償還の猶予をしている事例があるが、個別調査した結果、貸付金の一時償還免除の要件を満たさない事例が検出された。これらの事例では一時償還免除を続ける理由がない。

(改善策)

- (1) 上記案件は、一時償還事由について考慮されておらず、要綱・規程等を十分理解することが必要である。また、定期的に債務者の状況等の通知義務を課す必要がある。
- (2) 延滞利息の起算日を確定させるためにも早急に一時償還への移行手続を実施すべきであり、債権の保全に十分な注意を払う必要がある。

(参照 森林 3 - 11 頁、農業 4 - 21 頁)

(会計事務について)

5 計算書類作成方法の改善の必要性について

計算書類の作成方法につき改善の必要があるものが見られた。

(現状及び問題点)

公益法人の計算書類は、公益法人会計基準及び各団体の寄附行為、会計規程等に則って作成されなければならないが、改善を要する以下の事例が検出された。

- (1) 特別会計の範囲、総括表の会計区分及び計算書類の勘定科目の分類等が寄附行為、会計規程等に準拠していないものがあった。(国際、森林)
- (2) 特別会計を設けた場合、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表について総括表を作成することとされているが総括表の作成が欠落しているものがあった。(農業、教育)
- (3) 総括表は作成されているが、誤って作成されており、整合性がないものがあった。(森林、畜産)

(改善策)

適正な計算書類の作成及び開示は、公益法人の行うべき重要な責務であり、県民の負担に応えるためにも適正な会計事務及び決算事務の執行が求められる。

- (1) 特別会計の範囲は寄附行為に基づき設定されるべきであり、総括表の会計区分と合致するべきである。また、計算書類の勘定科目の分類等は会計規程に準拠してされるべきである。(国際、森林)
  - (2) 総括表を作成することにより、法人全体としての収支及び財産の状況を明らかにすることが出来るので、公益法人会計基準に則り、総括表を作成されたい。(農業、教育)
  - (3) 計算書類、総括表の正確な作成が必要である。(森林、畜産)
- (参照 国際 2 - 13 頁、森林 3 - 13 頁、農業 4 - 22 頁、畜産 6 - 18、6-21 頁、教育 9 - 17 頁)

(管理運営状況について)

6 勤怠管理について

出勤簿の管理について改善の必要がある事例があった。

(現状及び問題点)

各団体は、毎日の出勤状況を「出勤簿」にて管理している。出勤後遅滞なく出勤印を押印することとなっているが、往査日に出勤簿を閲覧したところ、改善の必要がある以下の事例が検出された。

- (1) 平成 16 年 4 月以降往査日まで正規職員はほとんどが押印していない。出勤簿はその都度押印しているわけではなく、事後にまとめて押印しているのが現状である。また、前年度の出勤簿をみると当人の押印はあるが確認印がない。(国際)
- (2) 数名の職員が出勤印を押印していなかった。まとめて 2 週間分を押すような職員もいるとのことである。また、週休日の出勤の場合には他の日に振替休暇をとることになっているが、振替休暇日は空白となっているためわかりにくい。(フラワー)

(改善策)

「出勤簿」には出勤後遅滞なく出勤印を押印するとともに、出勤確認の任に当たっている責任者が注意することが必要であり、確認印の押印も必要である。

また、振替休暇日のようなケースでは、「公休」印等を押印しておくことが望ましい。

(参照 国際 2 - 14 頁、フラワー5 - 14 頁)